

令和6年度

保育園のしおり



社会福祉法人たつの子の会
羽村しらうめ保育園

〒205-0014 東京都羽村市羽東 1-29-16

TEL 042-555-1019

FAX 042-533-4030

も く じ

子ども達へ 私たちが大切に思うこと	_____	1
1 保育園の生活で準備する物	_____	3
2 食に関わること	_____	8
3 健康に関わること	_____	10
4 感染症に罹ったとき	_____	12
5 保育時間・延長保育について	_____	13
6 土曜日保育について	_____	14
7 保育園からのお願い	_____	14
8 警戒宣言が発令されたら	_____	16
9 災害発生時における連絡方法	_____	16
10 苦情解決への取り組み	_____	17
11 羽村しらうめ保育園の個人情報の取り扱いについて	_____	17
12 羽村しらうめ保育園概要	_____	19
13 児童憲章	_____	20
14 子どもの権利条約	_____	21



子ども達へ 私たちが大切に思うこと



さまざまな可能性を秘めた子ども達へ

希望と期待を一身に受け、誕生したかけがえのない大切な命。

「健やかに育ててほしい！」それはすべてのお父さんお母さんの願いではないでしょうか。

羽村しらうめ保育園では子ども達の豊かな成長を願い

- 心身の健康 - 心身ともに健康で、意欲的に活動できる子
心から笑える子 目を輝かせて物事に向かえる子
 - 自立と自尊心 - 自分のことは自分ででき、友達を思いやれる子
命を大切にする子 自信と優しさに満ちた子
 - 自己実現と自己肯定 - 自分の力を発揮し、あきらめずに挑戦する子
最後までやりぬく子 自分の力を信じられる子
 - 豊かな心と感性 - 豊かな感性と理性で、物事を深くとらえ、自分の考えが出せる子
嫌なことは「いや」といえる子 創造性豊かな子
- に 育つことを願っています。



子ども達の健やかな成長発達は、大人たちにとっても、社会にとっても大切です。

子ども達を取り巻く状況は変化しても、子どもを守り、育てる保育園でありたいと願います。

子どもの健康と成長を保障するカギは『よく食べ』『よく遊び』『よく眠る』ことです。一人一人の子どもが主人公になり、誰もが自分を発揮し、心を弾ませ 仲間と共に遊び生活できることを願い、羽村しらうめ保育園では次のようなことを大切にしています。

1 早寝・早起きで快食・快眠 健康な身体を養う

毎日の生活習慣から、人間の身体は作られていきます。

太陽を浴びて身体を思い切り動かして遊んだ後は、給食を食べたつぷりお昼寝します。

子どもの身体そのものが求める望ましい生活リズムを整え、心と身体を育てます。

室内の床は全面ヒノキを使用しており、一年を通して裸足で過ごします。裸足で過ごすことで、足指が自由に動き、血の巡りがよくなり、しっかり踏ん張ることが出来る足指を育て、しなやかな身体を育みます。園庭でも裸足でたくさん遊びます。

2 散歩・外気浴をはじめ 自然の中で思いっきり外遊びをする

赤ちゃんから年長さんまで、園庭では、裸足になって砂や水、泥んこ遊びをしています。泥の感触を肌で感じ、イメージを膨らませながら、夢中になって遊び、心地よい刺激が自律神経や感覚神経を育てます。



公園では、広い場所でおもいきり身体を動かして、鬼ごっこや探索遊びを楽しんでいます。自然に触れて遊ぶ中で、子どもたちが五感を使って様々なことを感じ、発見を楽しみ、おもしろいな！やってみたいな！と感じることを大切にしながら、たくましく、しなやかな身体作りをしています。



3 リズム遊びで楽しく身体を動かす

リズム遊びでは、ピアノに合わせて気持ちよく身体を動かし、全身の身体の発達を促します。心地よい音楽に合わせて、子どもたちがのびのびと身体を動かし、自由に表現し、楽しく友だちと笑いながら過ごす大好きな時間です。



4 安全で美味しい自然食の提供

離乳食・幼児食・おやつなど、発育に必要な栄養が十分摂れるようにする

身体作りの土台となる食事は、発達に必要な栄養素が十分摂れるように、季節に合わせて献立を工夫し、おやつもすべて手作りで、たくさん遊んでお腹をすかせ、美味しく食べられるよう、遊びと食事の関係も大切にしています。

5 ひとひとが主体的に過ごす 自分のことは自分でする

小さな赤ちゃんでも、自分の意思でやろうとしていることがたくさんあります。周りにいる大人は、それを見守り、共感し、その時に必要な援助をします。

子どもたちは「自分でやってみる」「自分で出来た」という経験を積み重ね成長していきます。その子の主体性を大切にし、あせらず、子どもを受身にして教えるのではなく、子どもたちと共感し、気持ちを前向きにして意欲を引き出すことができるような保育に取り組みます。

子どもたち一人一人が主体的に過ごす為には、どんな環境がよいか、大人も常に学び続けています。



もっと遊びたい！今日も楽しかった！

そんな毎日が、生まれてきて良かったと生きる力の根っことなる。



すべての学びは遊びの中に…



1. 保育園の生活で準備するもの

全クラス共通(0~5才)

連絡ノート(保育園よりお渡しします)

ご家庭と保育園の様子を連絡し合い、共有するためのノートです。お子さんの状態をできるだけ詳しく知るためにも必要です。

お忙しいとは思いますが、以下の項目について記入して下さい。

- | | | | |
|----------|-------|---------|-------|
| ・起床時間 | ・就寝時間 | ・夜、朝の体温 | ・食事時間 |
| ・食事のメニュー | ・喫食量 | ・お家での様子 | など |

- ・保育園からの連絡事項やおたより等を、ノートと一緒にお渡しすることがあります。毎日必ず目を通していただくようお願い致します。
- ・土曜日保育を利用される際にも、担任以外の職員が保育にあたることもありますので、必ず記入をして下さい。

*土曜日の持ち物、登園方法などはP.14をご覧ください。

幼児クラスの連絡ノートについて

行事や取り組みによって、写真だよりでお知らせすることもあります。

また、年長クラスは、就学時の集団生活に向けて、個別のお知らせではなく掲示板でお伝えすることもあります。お子さんの体調や様子を把握させて頂くためにも、お家での様子はご記入下さい。

お昼寝用布団

掛け/敷き布団は、保育園で貸与します(入園時にお渡しします)

布団は、毎月1回、布団乾燥を業者に依頼しています。

料金は保育園が負担します。

① 掛け布団・敷き布団カバー

- ・袋状にして脇を開けファスナーあるいは大きなスナップを付けてください。(紐はほどけやすいので避けてください)
- ・お友だちのカバーと間違えないよう、名前を書いた白い布を縫いつけてください。
- ・掛け布団は、夏場は使用しません。カバーはご家庭で保管していただき、布団は保育園でお預かりします。

- 毎週金曜日（土曜保育がある方は土曜日）にシーツを持ち帰り、洗濯をして週明けにお持ちください。0～2歳クラスは、1階ホールに布団を出しますので、シーツをかけて頂くようお願いいたします。

3～5歳クラスは、子どもたちが自分で布団のカバーをかけます。

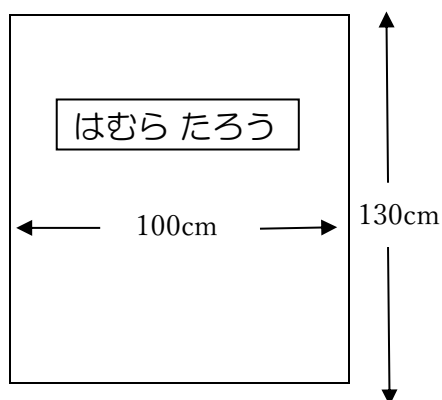


*市販の布団カバーによっては、サイズが合わない場合がありますので、ご注意ください。

掛け布団カバー・敷き布団カバーの名前の縫いつけ位置

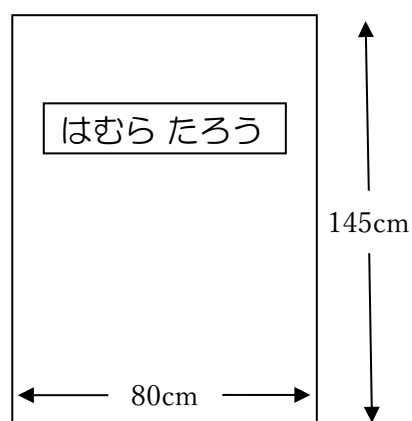
☆掛け布団カバー

〈表側〉



☆敷き布団カバー

〈表側〉



※カバーのサイズは、上記の大きさをご参考ください。

② タオルケット

- サイズ…子ども用サイズのタオルケット、もしくはバスタオル
タオルケットにカバーはいりません。



クラス別の持ち物

手提げカバン（0～2歳クラス）

毎日の通園用カバンとして、使用した衣類等を入れて持ち帰ります。
災害時の避難用カバンにもなりますので、お迎えまで保育園に置いてください。

- ・名前の記入をしてください。
- ・週末には、布団のシーツや散歩用靴などを入れて持ち帰ります。

リュック（3～5歳クラス）

幼児クラスは、通園用カバンとしてだけではなく、自分で着替えを持ってお散歩に行きます。

- ・身体に合った大きさの物
- ・装飾のないシンプルなデザインのもの
(キーホルダーなどが付いていると引っかかって危険なことがありますので、外してください。)

※毎日の準備は、まずはお家の人と一緒にいき、次第に、自分で管理できるようになると良いですね。

※毎日着替えた洋服を持ち帰りますので、使用した分を翌日リュックに入れてお持ちください。



毎日入れておく物

着替え（上下洋服・パンツ）
ビニール袋（汚れ物袋）
タオル
ジャンパー（冬）
（年齢に応じて、多少変わります）



身体に合った大きさのポイント

- ・肩から腰までの大きさ
(お尻までくる物は大き過ぎて歩きにくくなってしまいます)
- ・身体の成長に合わせてサイズの調整をお願いする事があります。
- ・調節のヒモは引っ掛かると危険です。長い場合には、縫う、切る、結ぶなど対応をお願いします。

水筒（4、5歳クラス）

水筒を持参して頂くことがあります。(必要な時にお知らせします)
リュックに入れて持ち運ぶので、紐・カバーは外して下さい。
※コップ付きのものをご用意ください。

(しっかり水分補給ができるよう、飲んだ量を把握したいと思いますので、よろしくお願い致します)




容量 600～800ml 位

保育園に常備するもの

保育園の各自のロッカーに、衣類用の箱を用意しています。季節によって、また、年齢や月齢等によっても若干変わって来ますが、次の表を目安にご準備下さい。

*持ち物には全てわかりやすいところにはっきりと名前を書いてください

	ひよこ (0才)	りす (1才)	うさぎ (2才)	こじか (3才)	きりん (4才)	ぞう (5才)	備考
長袖シャツ	5	5	4	3	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 綿素材で動きやすく、着脱しやすいもの、シンプルなもの（サイズの確認をお願いします） <u>肌着は使用しません。</u> 汗をかいたら、こまめに着替えますので、衣類調節ができるよう、着替えを多めにお持ちください。 パジャマは使用しません。
半袖シャツ	5	5	4	3	2	2	
ズボン	5	5	5	4	3	3	
トレーナー	3	3	2	2	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 季節に合わせて使います。
スモック または上着	1	1	1	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 冬の戸外あそびの際に使用します。 フードがなく、動きやすいものをご用意下さい。
布パンツ	各クラス毎に使用する際にはお知らせ致します			4	2~3	2~3	<ul style="list-style-type: none"> 幼児クラスになってからも、遊んで汚れることがあります。予備としてご準備下さい。
紙オムツ	7	7	個々に応じて必要な枚数 (午睡含む)		/		<ul style="list-style-type: none"> 紙オムツは1枚ずつ名前を記入してください (使用後のオムツは保育園で処分します)
おしりナップ	1	1	1				
シャワー用 タオル	2						<ul style="list-style-type: none"> サイズは、スポーツタオルの大きさの物をお持ちください。
おしぼり用 タオル 30cm× 30c 程度	2						<ul style="list-style-type: none"> 食事(離乳食)と午前・午後のおやつに使用します。 毎日乾いた物をお持ち下さい。
ガーゼ	4	/		/			<ul style="list-style-type: none"> 授乳時に使用します。
エプロン	2	/		/			<ul style="list-style-type: none"> 離乳食で使用します。 そでのないもの。離乳食の回数分お持ちください。 <u>1歳は基本的に使用しません</u>が、必要な方はご相談下さい。

	ひよこ (0才)	りす (1才)	うさぎ (2才)	こじか (3才)	きりん (4才)	ぞう (5才)	備考
おしぼり ポーチ				1			<ul style="list-style-type: none"> • 使用後に入れます。浸みない素材の物をご用意下さい。(おしぼりが2枚入る大きさ)
ビニール袋 もしくは 防水の巾着袋				1			<ul style="list-style-type: none"> • 使用した洋服類を入れて持ち帰ります。十分な容量のもの。 • 週末は、<u>靴を持ち帰るための袋</u>をお持ちください。
散歩用靴	(1)			1			<ul style="list-style-type: none"> • 登園時に履く靴とは別にお散歩用の靴をご用意下さい。 • 週の終わりに持ち帰り、洗って週始めにお持ち下さい。サイズのご確認をこまめにお願ひします。(大き過ぎる物は転びやすく危険です) • シンプルで子どもが自分で履きやすいものをご用意下さい。 • 0歳クラスは、靴を使用する際には、クラスからお知らせ致します。
靴下	3	2	/				<ul style="list-style-type: none"> • 冬のお散歩の際に使用します。ワゴンでの散歩だけでなく、公園で遊ぶ時にも靴下で遊びます。
帽子				1			<ul style="list-style-type: none"> • 着脱しやすく、まわりにつばのある物をご用意ください。伸びない紐は危険なため、ゴムに付け替えていただくようお願い致します。
レインコート	/				1		<ul style="list-style-type: none"> • 4・5歳クラスは、遠出の散歩や遠足時に使用します。 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>防水のしっかりしたもの。 リュックの上から着用できるもの。</p> </div>

衣類について

- * 泥んこ遊びをたくさん行います。汚れてもよい服の準備をお願いします。
- * リズム遊びをしてたくさん体を動かします。年間を通して半そで、半ズボンをご用意下さい。
- * 子どもは大人より体温が高く、たくさん汗をかきます。日中はたくさん体を動かすので、大人より 1 枚少なめに着ることを目安に、薄着で過ごしています。衣服は、汗を吸いやすい木綿が最適です。汗をかいた時には、こまめに着替えます。(体調や気温、活動により、衣服の調整をします)
- * 子どもたちが自分で衣服の調整をしていくようになります。肌着ではなく T シャツを中に着て登園して下さい。
- * 危険防止のため、以下の衣服はご遠慮ください。シンプルなものをご用意下さい。(スカート・タイツ・穴や破れたズボン・フード付きの服・ボタンやスパンコールの服)
- * 衣服のサイズはお子さんに合わせて調節をお願いします。(ズボンや長袖シャツの袖など)
- * 柔軟剤や洗剤の匂いが苦手なお子さんもいますので、ご配慮をお願いします。
- * 髪ゴムは危険防止のため、飾りのないシンプルなものを使用して下さい。



2. 食に関わること

羽村しらうめ保育園では、子どもの健康、安全、心と体の成長を第一に考え、安全でおいしい食事を提供しています。安全な食事を出すために大切にしていることを紹介します。

こんな考えで献立を立てています

- ・和食を中心として日本の食文化を伝えていく。
- ・食材は鮮度の良いもの(旬のもの)を選ぶ。
- ・給食もおやつもすべて手作りで無添加のもの。
- ・アレルギーのある子も含め、みんなが同じものを食べられるような献立を心がける。
(※「アレルギー代替食の実施」をご参照下さい)



大切にしていること

- 国産のものを使用します。新鮮さはもちろんですが、とにかく安全であることです。生産者がはっきりしていて農薬の基準もしっかりしているので、値段は輸入食品より高いですが、子どもの将来を考え、安全な国産を選んで食べてほしいと思います。

●調味料は化学調味料を一切使用せず、出汁（昆布、鰹節、煮干し、干し椎茸、鶏ガラなど、じっくり時間をかけ煮込みだしをとる）をきかせて薄味で素材そのものの味を活かした料理に仕上げています。味覚が発達する大切な乳幼児期に、食材が本来持つおいしさを感じられるようになって欲しいと思います。

●主食は基本的にお米とし、よく噛んで咀嚼力をつけてほしいと考えています。また、魚、海藻類、ごま、豆類など昔から伝えられてきた日本の食文化を子どもに伝え、素朴な味をおいしいと感じられる子どもに育ててほしいと考えています。そのため、自然と和食中心の献立になります。

※野菜嫌いな子どもが増えている中、積極的に野菜に触れる機会を増やしています。子どもたちと一緒に栽培したり、調理保育を行ったり、とうもろこしの皮むきや、絹さやのすじ取りなどの色々な下ごしらえを、日常的に行っています。野菜をより身近に感じ、食べられなかったものがおいしく感じられるようになることを望んでいます。

●朝のおやつには、煮干し（乳児は小さいおにぎりも）を食べます。他にも、季節に応じて味噌汁やりんごを出しています。戸外でたくさん体を動かす子どもたちのエネルギー補給になればと考えています。

アレルギー代替食の実施

食物アレルギーで除去が必要な場合、専門医と家庭、保育園が一体となって医師の診断書をもとに個別に代替食を実施します。医師診断指示書・生活管理指導表の提出が必要になります。可能な限りみんなと同じものを食べられるように工夫し、疎外感を与えず食事が楽しめるようにしています。（卵は園全体の基本献立に一切使用しません。牛乳は加熱し材料として使用することがありますが、そのまま飲むことはありません。）

- * 月末に、次月の献立表を配りますのでご確認ください。家庭での食事作りの際に、ぜひ参考にしてみてください。定期的にレシピもお配りしています。
- * 離乳食は一人ひとりの食事の進め方やミルクの飲み具合等に合わせ、健康状態を見ながら各家庭と連携して進めます。
- * お迎え時に、サンプルケースに毎日の食事の見本を展示してありますので、ご覧になってください。

子ども達が楽しい雰囲気の中で食べられるよう、時間や空間に配慮しています。

3. 健康に関わること

保育園の生活は、子どもが元気で楽しく一日を過ごせるよう、様々な取り組みをします。朝、登園する前には、お子さんの様子を観察しましょう。体調について心配なことがある時は、看護師にご相談ください。調子の悪いときは無理をせず、早めに休息を取り、主治医に相談しましょう。持病のあるお子さんは、あらかじめお知らせ下さい。早寝、早起き、快食、快便に心がけ、健康管理に注意しましょう。

朝の観察ポイント

【いつもと違う！ これは子どもからのサインです！】

- ・親から離れたがらず機嫌が悪い
- ・夜中に泣いて目が覚める
- ・元気がなく顔色が悪い
- ・きっかけがないのに吐いた
- ・便がゆるい
- ・いつもより食欲がない
- ・目やに、目が赤い

【今までなかった発疹に気付いたら…】

- ・発疹以外の症状がないか？
 - ・時間とともに増えていないか？
- 等の観察をしましょう

発熱・風邪症状がある時

発熱症状がある場合は、お預かりできません。その他、咳や鼻水等、風邪症状がある時は、無理せず早めに養生していただき、必要に応じて通院をお願い致します。

保育中に体調が悪くなった時

保育中にお子さんが、発熱、下痢等、体調が悪くなった時には、保護者の方にお迎えをお願いすることがあります。感染性疾患の場合は、治るまで家庭で休養してください。（登園の際に、必要な書類がある感染症があります。「4. 感染症に罹った時」をご参照ください）

予防接種について

予防接種を受けた後は、まれに副反応を起こすこともありますので、ご家庭の様子を見てください。予防接種を受けた場合、必ず予防接種名と受けた日をご連絡下さい。

健診について

- * 保育園では、0歳児クラスは毎月1回、1～5歳児クラスは年2回(春・秋)、園医による健康診断を行います。
- * 毎月、身長・体重の測定、年2回、頭囲・胸囲の測定を行います。
- * 春と秋には、全園児の歯科検診を行います。
- * 健診計測の結果は保護者の方にお知らせします。

個別の配慮

発達巡回相談について

当園では、年に2回、心理士による発達巡回相談を行っています。一人ひとりの健やかな成長を見守っていただけるよう、様々な機関と連携しています。

お子さんのことで心配な姿や、子育てをする中で生まれる色々な悩み等がありましたら、まずは担任にご相談下さい。



4.感染症に罹った時

感染症と診断されたら、必ず保育園に連絡してください。体調が回復して、登園を再開するに当たり必要な書類があります。

○ 「意見書」

感染症が治まったことを医師が直接記入して証明する書類 11 疾患

麻疹(はしか)、風疹、水痘(水ぼうそう)、
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、結核、咽頭結膜熱(プール熱)、
流行性角結膜炎、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111)
急性出血性結膜炎、侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

○ 「登園届」

医師が治ったとの診断をした後保護者が記入する書類 11 疾患

溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、
ウイルス性胃腸炎(ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルスなど)、
ヘルパンギーナ、RS ウィルス感染症、帯状疱疹、突発性発疹症
インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症

○ 「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による再登園の日数」

* インフルエンザにおける出席停止期間は、発熱した日の翌日から5日間、
もしくは解熱した日の翌日から数えて3日間のいずれか長い方の期間



* 新型コロナウイルス感染症における出席停止期間は、発症後5日経過しかつ症状が軽快した後1日を経過すること。無症状の感染者は検体採取日を0日目とし、5日を経過すること。

再登園にあたっての必要書類について

感染症が発生した際は、玄関に掲示してお知らせします。

感染性疾患については、添付 感染症の一覧表を参考にしてください。

* ホームページからも以下の申請書をダウンロードできます。

(意見書・登園届による再登園申出書)

5. 保育時間・延長時間について

保育園の開園時間は午前7時から午後7時までです。

日曜日・祝祭日・年末年始(12/29 から 1/3)は保育園はお休みです。

お子さんの保育時間は、保育認定時間により異なります。

入園時にはお子さんが不安なく生活に慣れていけるよう、慣れ保育をお願いすることがあります。

*朝は8時45分までに登園してください。

*お休みの場合には8時45分までに連絡を入れてください。

*住所、保育時間、送迎の方、勤務先などが変わる場合は変更届が必要になります。
その都度必ずお知らせ願います。

延長保育

平成27年4月より国の保育制度が変更になり、保育園の入園にあたり、保育認定を受けることになりました。保育認定は短時間認定と標準時間認定になります。

短時間認定の保育時間は午前8時30分から午後4時30分になります。短時間認定の方が利用保育時間より前に登園する場合、利用保育時間を過ぎて降園する場合は延長保育となり、別途申請が必要です。

標準時間認定の方は、夕方6時01分から7時までは延長保育となり、別途申請が必要です。利用料もかかりますので、事前に手続きをしてください。

延長保育料金(短時間認定) 8:29 以前及び 16:31 以降		
	月極	1回
0・1歳	1,500	300
2歳～	1,000	200
18:01 以降は別途標準時間認定の延長保育料金を頂きます		

延長保育料金(標準時間認定) 18:01～19:00 まで		
	月極	1回
0・1歳	4,000	1,000
2歳～	3,500	800
19:01 を超えた場合は別途料金を頂きます		

*延長保育利用時は軽食を用意します。急遽、ご利用になる際には、保育園にご連絡ください。

6.土曜日保育について

- *土曜日の保育をご希望の方は、保育体制と給食の食材準備の為、その週の水曜日までにお知らせ下さい。
- *8時45分までに登園して下さい。急遽、欠席される際はご連絡下さい。
- *受け入れは1歳児室（りす組）で行います。人数により合同保育となります。

【土曜保育の持ち物】

- ・連絡ノート
- ・半袖シャツ、長袖シャツ、ズボン、パンツ 各2～3枚
- ・タオル 1枚 ・ビニール袋 ・おしぼり 2枚 ・ポーチ
- ・オムツ（乳児クラス）5～6枚

※土曜日は、1階で生活をします。幼児クラスのお子さんは、リュックの荷物で生活しますので、持ち物の確認をお願い致します。

7.保育園からのお願い

1 登降園時の受け入れ・引き渡しについて

【登園時の受け入れ場所】

7:00～8:00 1歳クラス（合同保育）

8:00～9:00 0～2歳クラス：各保育室、3～5歳クラス：玄関

- ・受け入れ担当職員に、お子さんの体調や、連絡事項をお伝えください。

【降園時の引き渡し場所】

15:30頃～18:00 各保育室

18:00～19:00 1歳クラス（合同保育）

- ※受け入れ、引き渡しの際に、担任以外の職員が対応することがありますが、担任への連絡事項等ありましたら、遠慮なくお伝えください。

2 お休みをする時は、必ずご連絡ください

保育園をお休みする場合、また登降園の時間が変更になる場合は、8時45分までにご連絡下さい。9:15を過ぎますと、出欠確認の為に担任から連絡をさせていただきます。

3 お迎えの方が変更になる場合は、必ずご連絡ください

お迎えに来ていただく方が、予定と変わる時には、必ず保育園にご連絡ください。連絡がない場合には、保育園から保護者の方に確認のお電話をさせていただきます。

4 日中、保護者の方と連絡がとれるようお願いします

緊急の連絡や、お子さんの体調不良等で、保護者の方に連絡を入れることがあります。お仕事がお休みの時には、日中の連絡先を担任にお知らせください（携帯電話等）。また、連絡先（職場、電話番号等）が変更になる場合には、変更届の提出をお願いいたします。（変更届は、必要な際に保育園よりお渡しします）

5 合同保育になる時間があります

朝、夕方、延長保育時間、土曜日など、合同保育になる時間帯があります。場所・時間等は、年度により多少変更がありますので、その都度お知らせ致します。

6 保育参加・給食の試食について

子ども達と一緒に遊んだり、食事をしたりと、保育園で一緒に過ごしてもらえる日をつくりたいと思っています。詳細については、その都度お伝えします。

7 駐車について *駐車場の場所等については別紙を参照してください

- ・保育園の駐車場は10台分あります。お車で送迎の際は、近隣にお住いの方にご迷惑にならないよう路上駐車はせず、必ず駐車場に停めて下さい。特に朝夕の混雑する時間帯については、台数が限られていますので速やかな送迎のご協力をお願いします。
*幼児クラス（3～5才）のご家庭は、混雑する時間帯はなるべく梅林駐車場をご利用頂くようご協力をお願いします。
- ・行事やクラス懇談会の際は、駐車場のご利用はご遠慮下さい。
- ・駐車場付近では、お子さんから目を離さないようにし、短い時間でも車内にお子さんを残すことがないようにして下さい。
- ・駐車場で起きた事故等につきましては一切の責任を負いかねます。十分ご注意頂きご利用下さい。

9 登園・降園の際の注意

- ・登降園の際は、子どもだけが大人から離れて道路を走る（歩く）ことがないように、目で見守るだけでなく、手をつなぐか、隣を（手が届く範囲）歩いて登園して頂くようご協力をお願いします。子ども達の安全確保の為に協力下さい。
- ・インターホンのボタン、正面玄関を出る際の開閉ボタンについては、大人の方が押して頂くようご協力をお願いします。(*故障の原因になります)
- ・登園の際は、サンダル等ではなくスニーカーを履いてくるようお願い致します。災害があった際の避難靴として使用することがあります。

10 掲示板について

正面玄関入口の掲示板では、クラスの一週間の予定や、行事や持ち物、保育園からのお知らせ等を掲示しています。毎日ご確認いただくようお願い致します。

11 その他

保育園は、子どもたちや保護者の皆様にとって安心して通える場所でありたいと思っています。お子さんの成長を、家庭と保育園で共に見守っていきましょう。

日々のお便りや連絡ノート、クラス懇談会、個人面談、行事、保育参加等さまざまな機会を通して、子どもたちの姿をお伝えしていきたいと思っております。ご心配なことや、気になること等ありましたら、いつでもお声掛けください。

(行事予定については、事前にお知らせいたします。ぜひご参加ください。)

8.警戒宣言が発令されたら

国(内閣)は、大規模な地震が予測された場合、警戒宣言を発令し、ラジオ・テレビなどにより国民に知らせることになっております。

羽村市においては、都からの連絡を受けた後、直ちに防災無線・広報車などにより、市民にその情報をお知らせします。

※市の緊急告知情報メールサービスもあります。保育時間中であれば、市子育て支援課から各保育園に直ちに連絡があり、警戒宣言時の体制に入ります。

◎警戒宣言が発令された場合、保護者の方はできるだけ早くお子さんを迎えに来てください。

◎警戒宣言の発令と同時に電話等の通信機能が混乱する可能性があるため、保育園からの電話連絡は基本的には行いません。

必要に応じて、「コドモン」(専用アプリ)で情報発信をしますので、ご登録をお願い致します。(登録用紙を別途配布します)

◎警戒宣言が発令されると、解除されるまで保育園は臨時休園となります。

そのため夜間や休日等に発令された場合でも、警戒宣言が解除されるまでは登園できません。

9.災害発生時における連絡方法

災害が発生した場合、また特別警報が発表された際は、安全を確保し、出来るだけ速やかなお迎えをお願い致します。指定避難場所は、下記の通りです。避難場所に移動する場合には、「コドモン」での通知と、園に掲示しますので、ご確認ください。

羽村しらうめ保育園避難場所
一時避難場所⇒旭ヶ丘公園
広域避難場所⇒市立羽村第一中学校



10. 苦情解決への取り組み

保育園では利用者の皆さん一人ひとりの声を大切にし、送迎時の担任との会話や連絡ノート、個人面談等を通じて、苦情はもちろんのこと、ご意見やご要望を伺い、より良いサービスの実現を目指してまいります。

保育園は皆さんとの対話を通じて問題を解決していきたいと考えています。

苦情解決責任者：園長

苦情受付担当者：副園長・主任

上記の苦情解決責任者と苦情受付担当者に加え、第三者委員を設置しています。第三者委員は苦情対応に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために選任しています。

第三者委員

羽村市羽中在住

前田 富美子さん

<苦情の申し出の仕方>

1. 保育園職員に直接お申し出下さい。各職員から受け付けた苦情等は、組織的に対応する仕組みになっています。
2. 苦情受付担当者もしくは苦情解決責任者にお申し出下さい。
3. 第三者委員に直接お申し出下さい。（羽村しらうめ保育園の保護者であることをお伝え下さい）

内容等を聴取の上、解決に向けてご尽力下さいます。尚、第三者委員の方々はそれぞれ仕事をお持ちですので、ご不在の場合もあることをご了承下さい。連絡先は玄関に掲示しています。

11. 羽村しらうめ保育園の個人情報の取り扱いについて

=保護者の皆様へお願い=

当園では、個人情報と非個人情報を常に整理しながら、個人情報の適切な保護を図りつつ、保育に関する情報の適切な利用を行ってまいります。保護者の皆様におかれましても、次の「個人情報に関する基本的な考え方」に基づき、個人情報取り扱いの主旨を十分にご理解いただき、ご家庭で撮影された写真・ビデオはもとより、入手した個人情報を第三者に提供しないでください。

個人情報に関する基本的な考え方

羽村しらうめ保育園では、取得した利用者の皆様の個人情報を、お子さんの健やかな成長・発達のため、またご家庭での健全な育児のためのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。

また、当園では、保育園が継続して適切な保育を実施するためには、保護者の皆様との連携を基盤とし、さらには他の福祉関係機関および医療や保健分野などの諸機関とも手を携えていく必要があると考えております。

従いまして、上記の目的の範囲以内においてのみ利用者の皆様に関する必要な情報をこれらの機関と共有しながら、適切な保育を実施していきたいと考えますので、ご理解の程宜しくお願い致します。

《参考》

個人情報の保護に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

◆写真・ビデオ撮影について

当園では、写真撮影やビデオ撮影がお子さんの健やかな成長・発達のため、またご家庭での健全な育児に役立つものと考え、必要に応じて撮影を行います。撮影した写真やビデオは、保育室への掲示や園便り、ホームページ、卒園アルバム等で配布を行うことがありますので、予めご了承ください。

なお、写真への記録や掲示を望まない保護者の方は、事前、事後にかかわらず申し出て頂くことで、関係する部分の消去を行い、掲示や配布も控えさせていただきます。

(ご入園の際に、個人情報同意書・写真販売に関する同意書の記入をして頂きます)

※行事などで撮影された写真は、氏名等と関連付けされていない限り個人を特定する情報ではないので、それだけでは個人情報には該当しません。

※保護者の方が保育園を通して得られた他のお子さんやご家族についての情報、行事等で撮影した写真は、保育園の活動やお子さんの成長記録以外に使用しないようお願いいたします。特に、他のお子さんの写った写真等をインターネット上に掲載することはご遠慮下さい。

※保育園で撮影した写真を年に2回程度販売しています。販売については、外部業者に委託しています。(株式会社うるる「えんフォト」)利用規約や個人情報の登録等につきましては、業者に直接お問い合わせいただきます。詳細については、後日資料を配布いたしますのでご確認ください。

12.羽村しらうめ保育園の概要

名称 社会福祉法人 たつの子の会
羽村しらうめ保育園

所在地 〒205-0014
東京都羽村市羽東 1-29-16
TEL 042-555-1019
FAX 042-533-4030

開設 ●昭和 50 年 4 月 1 日
0 歳児保育認可施設 「羽村町立しらうめ保育園」として開園
●平成 3 年 11 月 1 日
市制施行に伴い 「羽村市立しらうめ保育園」に改称
●平成 29 年 4 月 1 日
社会福祉法人たつの子の会に移管
「羽村しらうめ保育園」として開園
●平成 30 年 12 月 新園舎完成 平成 31 年 1 月移転
対象年齢 0 歳～5 歳（産休明け）

対象年齢	クラス定員						定員
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
0～5 歳 (産休明け)	9	11	14	16	16	17	83

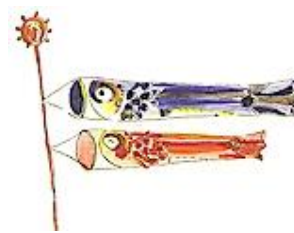


児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、
児童に対する正しい観念を確立し、
すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。
児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んじられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生れ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情が
つちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取り扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

1951（昭和26）年5月5日に宣言



子どもの権利条約

～子どもの権利について、日本が世界の国々に対して約束したこと～

(前文)

子どもは、その人格が完全に、調和よく発達するよう、家庭でしあわせに、愛情と理解につつまれて成長する必要がある。

子どもは、社会の中でひとりの人として生活していけるよう、十分に準備する必要がある。

子どもは、特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神にもとづいて、育てられる必要がある。

なぜなら、国連憲章にもあるように、自由で、正義が行われる、平和な世界は、世界のすべての人の尊厳が守られ、すべての人が平等に、人としての権利を尊重されることを通じて、実現されるからである。

主な内容

- 1 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 2 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
- 3 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
- 4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 5 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- 6 子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
- 7 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 8 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- 9 からだなどが不自由な子どもには特別な養護が与えられるべきです。
- 10 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- 11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- 12 子どもは遊びやレクレーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- 13 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
- 14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。



令和6年3月発行